

**熊本県立大学あり方検討会議
報 告 書**

平成15年10月

熊本県立大学あり方検討会議

はじめに

平成14年9月、潮谷知事から、熊本県立大学の存在意義、役割やあり方について検討依頼を受け、以来、9回にわたり検討を重ねてきた。

その間、国立大学法人法、地方独立行政法人法の成立や専門職大学院制度の新設など、大学を巡る大きな動きがあった。特に、地方独立行政法人法の成立は、公立大学の地方独立行政法人化を制度的に可能にし、全国の公立大学の改革の流れを促進するものである。

本検討会議としても、地方独立行政法人化は、県立大学の改革を進める上で有効な手段であるとの認識で一致し、そのための主な組織運営についても議論してきたところである。

県立大学は、言うまでもなく、その存立の基盤を地域に置き、県民に支えられた大学であり、県民の理解なくしては、大学の発展はもとより、その存在すらも望めない。県立大学のあるべき姿として本編に記述した「地域に根ざし、地域に有為な人材を育成する大学」という言葉は、そのような考えのもと、県立大学が今以上に、人々から親しまれ、地域に有為な人材を輩出し、地域の発展のために貢献する存在となることを願う気持ちを表したものである。

本報告書の中で提案した様々な改革案が、設置者である県及び県立大学関係者の真摯な努力により早急かつ確実に実施されるよう要望したい。

平成15年10月15日

熊本県立大学あり方検討会議

座長

稲垣 精一

目 次

第 1	大学を取り巻く環境の変化と改革の必要性	2
1	大学の役割の多様化	2
2	少子化の進展と大学全入時代の到来	2
3	厳しい経済情勢、財政の逼迫	3
4	国公立大学の法人化	3
5	私立大学の改革の進展	3
6	個性豊かで特色ある大学づくり、大学間競争の激化	4
第 2	県立大学の目指すべき方向	5
1	県立大学の存在意義と役割	5
2	改革の方向性	6
(1)	人材育成	6
(2)	地域貢献	6
3	改革の具体策と検討課題	6
(1)	大学全体	6
(2)	各学部	8
(3)	大学院各研究科	9
第 3	改革を実現するために	11
1	大学運営	11
(1)	組織運営体制の抜本的な見直し	11
(2)	地方独立行政法人化へ	12
2	開かれた大学づくり	16
3	意識改革	16
(1)	大学教職員	16
(2)	設置者である県	16
お わ り に		17
参 考 資 料		18

第1 大学を取り巻く環境の変化と改革の必要性

1 大学の役割の多様化

社会のグローバル化・情報化はめざましく進展しているが、このことは、大学に対しても、変化に迅速に対応できる専門的な知識や豊かな教養を備えた職業人・社会人の育成という役割を求めるようになってきている。

また、地方分権時代においては、それぞれの地方で独自に人材育成や地域開発を行うことが求められており、地方の大学の役割はさらに重要となっている。

このように大学は、社会の重要な知的基盤であり、産学官の連携を深め技術革新や地域開発などをリードする役割をさらに高めていくことが求められており、これらは、これから増えることはあっても減ることはなく、ますます多様化していくことが予想される。

2 少子化の進展と大学全入時代の到来

我が国の大学は、平成15年5月1日現在で、1,228大学（うち4年制703校）が設置されており、その入学定員数の合計は、約66万人（同54万人、学生募集を停止している大学を除く）である（「平成15年度学校基本調査速報」及び「平成15年度全国大学一覧」）。他方、長らく30%台前半で推移してきた高等学校新規卒業者の大学進学率（短大含む）は、平成に入ってから上昇の一途にあり、現在では約45%に至っている（同上）。

本県における18歳人口は、平成14年24,109人となっており、これが平成21年には20,000人を下回る見込みである。（「熊本県推計人口調査」）。一方で、ここ5年の間に新たに4年制大学が3校設置されるとともに、この他2学部が設置されており、入学定員数の合計は、7,260人（うち4年制6,380人）となっている。また、大学進学率（短大含む）は、34.3%であり、全国平均よりも低いが、やはり徐々に伸びてきている状況にある（同上）。

一方、我が国における18歳人口の推移をみると、平成4年の約205万人をピークに急速に減少し、平成14年現在では150万人となっており、さらに平成21年には120万人になると予測されている（平成10年10月大学審議会答申）。

このように、我が国の18歳人口が大きく減少していく中で、大学進学率は上昇しているが、平成21年には大学・短大の志願者と定員がほぼ同じになり、数字の上では、大学進学希望者の「全入時代」を迎えると予想されている（「大学審議会」試算）。

3 厳しい経済情勢、財政の逼迫

バブル経済の崩壊後、景気回復のため、減税や公共事業の追加策がとられてきたことなどにより、国も地方も財政状況が悪化している状況である。

国と地方を合わせた負債残高は、平成14年度末で約693兆円に達し、そのうち、地方の残高は、195兆円を超えることが見込まれている。このような状況を踏まえ、国においては、三位一体の改革などの様々な行財政改革が進められており、地方交付税制度の役割の縮小などが検討されているところである。

本県においても、平成13年2月に「財政健全化計画」を策定し、これに基づいた取組みを進めてきたところであるが、厳しい経済情勢や地方財政計画規模の縮小等の影響により税収や地方交付税収入が減少しており、平成15年度一般会計予算規模は7,652億円で、14年度と比較すると3.4%となる一方、県債現在高は1兆2,400億円（H15.3.31現在）となっているなど、極めて厳しい財政状況にある。

4 国公立大学の法人化

平成15年7月、「国立大学法人法」が成立し、国立大学は全て平成16年4月1日をもって「国立大学法人」となることになった。

国立大学法人法の基本的な視点は、個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開、国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入、経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現であり、そのための様々な改革内容が盛り込まれている。

国立大学は、総じて財政基盤や施設設備において公私立大学を上回っており、また我が国の教育研究を牽引してきたが、今後は、自主的・自律的な運営によって、より一層社会から求められる大学となることを目指して生まれ変わることになる。

熊本大学においても、平成16年度から法人化されるが、併せて専門職大学院である法科大学院の設置が申請されるなどの改革が進められている。

なお、国立大学法人法とほぼ同時期に成立した「地方独立行政法人法」により、公立大学についても法人化の道が開かれており、既にいくつかの自治体においては、法人化のための準備が進められている。

5 私立大学の改革の進展

私立大学は、各々独自の建学の精神に基づいた教育研究を行い、それぞれの大学のカラーに応じた大学像を創り出してきたが、昨今の少子化の進展と大学数の伸びは、定員割れの大学を生むなど、既設大学の危機感を醸成し、私立大学全体を改革のうねりの中に巻き込んでいる。

本県の私立大学も、この5年間に2つの短期大学が4年制化されるとともに、情報や芸術に関する学部が新設されるなど改革の動きが活発化している。

私立大学は、その経済的基盤を主として学生からの納付金に置くがゆえに、大学の評価が直接にも間接にも大学全体に大きな影響を及ぼすことになり、改革への取組みにも切実なものがある。

そのような中、多くの私立大学においては、生き残りをかけ、新学部の設置、カリキュラム改革、入学試験の多様化、就職支援の強化、そしてイメージ戦略など、独自の大学改革の推進に取り組んでいる。一般の企業と同様、債務履行能力についての格付け審査を受け、公表する大学も出てきた。また、国公立大学の独立行政法人化は、私立大学にとっても脅威であり、私立大学の改革にますます拍車をかけることは明らかであろう。

6 個性豊かで特色ある大学づくり、大学間競争の激化

これまで述べたように、大学を取り巻く環境の変化は著しく、想像をはるかに超えるスピードで進行しつつあり、これは熊本県立大学においても例外ではない。

これらに対応し、県立大学は、個性豊かで特色のある大学、より魅力のある大学になるため、様々な創意工夫を凝らす必要があるが、特に重要であるのが、大学の役割の多様化への対応、言い換えれば、広く地域社会のニーズにいかに対応していくのかという課題である。

また、先程述べたように厳しい経済情勢のもと、県は、これまで以上に効率的な行財政運営を求められている。県の一機関であり、公費の投入によって支えられている県立大学も例外ではなく、より一層効率的な大学運営を行い、県民への説明責任を果たしていく必要がある。また、外部資金の積極的導入などにより、教育研究の充実強化を図り、特色ある大学づくりに努力していかなければならない。

さらに、県立大学としては、望むと望まざるとにかかわらず、これから激しさを増していく大学間競争の渦中に入らざるを得ないが、当大学内では、平成14年3月に「熊本県立大学の改革方策」を策定し、現在、この方策に基づく改革を大学自ら進めているところである。

熊本県としても、設置者の立場からさらに大学改革を進めていくため、県立大学の存在意義と役割、そして、これから目指すべき姿を明らかにしながら、改革の方向性を定めていく必要がある。併せて、改革を進めるための組織運営体制、すなわち、県立大学が自主的・自律的に運営されるようなシステム、環境の変化に迅速に対応できるシステム、大学が自らの責任で、自ら考え、自ら行動し、自ら説明することができるシステムの構築が必要である。

第2 県立大学の目指すべき方向

1 県立大学の存在意義と役割

今後の少子高齢社会や情報化あるいは地方分権の進展に伴う様々な地域課題の解決のためには、地域が主体となるとともに、それを支える人材の育成が急務である。県立大学は、教育研究を核に地域政策、学習交流の拠点的功能を有しているが、人材育成の内容を、従来の学生への高等教育に加え社会人の再教育や生涯学習に対するニーズに的確に対応していくことが求められている。

県立大学学則第1条（目的）に、「本学は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の福祉の増進と文化の向上に貢献する有為で教養豊かな人材を養成し、併せて地域社会の発展に寄与することを目的とする。」とあるように、県立大学の存在意義は、「人材の育成」と「地域への貢献」であり、将来にわたってもその機能をなお一層高めていく必要がある。

これからの時代にふさわしい県立大学のあるべき姿は、「地域に根ざし、地域に有為な人材を育成する大学」であり、本県唯一の県立大学として、県全体の発展に資するため、主として次のような役割を担うべきである。

地域への高等教育機会の提供

- ・ 教養豊かな人材の育成という熊本女子大学の伝統を受け継ぎながら時代の要請に適応した教育を行い、本県高等教育の場の充実を図る。
- ・ 環境共生学部や総合管理学部といった、県内の他大学にはない独自の学問分野を有する学部を擁しているように、既存の学問分野にとらわれず、社会のニーズ
- ・ 県民のニーズを見通した高等教育の機会を提供する。

地域を担う人材の育成

- ・ 将来の本県経済、地域、文化の振興に資するため、地域の企業、行政、教育等各方面で活躍できる優れた人材を育成する。
- ・ 高度化、複雑化する産業構造に対応していく社会人を育成していくためのリカレント（再教育）機関としての機能を担う。

教育・研究機能による地域への貢献

- ・ 県立大学及び教員の研究成果を地域に還元するとともに、企業等の研究者・技術者との連携により、地域経済・地域産業への貢献を果たしていく。
- ・ 県及び市町村の施策や県民活動における政策形成及び課題解決への取組みに対して、県立大学の持つ知的資源を活用し、シンクタンク的機能を果たしていく。
- ・ 高齢社会における生涯学習ニーズ等の高まりに応え、県立大学の持つ専門知識や施設・設備等を県民に広く開放する。

2 改革の方向性

上述の県立大学の存在意義と役割を前提に、次のとおり改革の方向性をまとめた。

(1) 人材育成

地域や学生のニーズに対応した教育

- ・ 学部教育の充実

教養教育と専門基礎教育の充実・強化

学部の特徴を活かしたカリキュラム、学科・コース、定員等

- ・ 特色ある教育の実施

教育研究の高度化・専門化

- ・ 大学院における教育目的の明確化とその充実

- ・ 高度な専門職業人の養成（専門職大学院）

(2) 地域貢献

県民の多様なニーズへの貢献

- ・ 地域の課題を素材とし、県域をフィールドとした教育研究活動

- ・ 県民とのパートナーシップに基づいた生涯学習への機会提供

地域企業や団体との連携

- ・ 県立大学のシンクタンク・コンサルタント的機能の充実

- ・ 共同研究や受託研究の実施

設置者や他の行政機関との連携

- ・ 県や市町村、地域が抱える政策課題等への積極的対応

- ・ 他の教育機関や試験研究機関等との一層の連携

3 改革の具体策と検討課題

「2 改革の方向性」の内容について、大学全体及び各学部・各研究科ごとに具体的に整理すると次のとおりである。

(1) 大学全体

パートナーシップによる特色づくり

- ・ 県や県内市町村、企業、市民団体、NPO等とのパートナーシップにより、地域の課題を教育研究の素材として採り入れるなど、熊本県域をフィールドとした教育研究活動を積極的に進める。併せて、共同研究の推進や受託研究・教育研究奨励寄附金等の受入れを積極的に行うことなどにより、特色ある人材育成・地域貢献を行う大学を目指す。

- ・ 県立大学と県内の小中高等学校や他大学を含む高等教育機関や試験研究機関との連携を強化し、県の教育研究水準の向上に寄与する。特に、高等学校に対しては、教育方法の研究や教員の研修等での連携を、また県内大学に対しては、単位互換等の協力を進める。
- ・ 自然、文化、社会の3分野の学部を有する点を活かし、学際的授業を拡充する。
- ・ 地域交流センター^{*}を充実させるとともに、設置者としても、大学の持つシンクタンクの機能を積極的に活用する。また、授業公開講座等を拡充するなど県民に広く大学を開放する。

* 地域交流センター：地域貢献に関する総合相談窓口として、大学が行う地域貢献を組織的に行うことを目的に、平成14年度から開設。地域のニーズと大学の知的資源・情報・人材をコーディネートする。

ニーズに対応する学部・大学院の教育内容

- ・ 社会のニーズに対応した学部教育とするため、各学部の性格や特徴を活かしたカリキュラム（教養教育と専門基礎教育）や学科構成・コース設定、学部学科の定員などについての再点検を行う。
- ・ 学生ニーズの高い資格と連動したカリキュラムを導入するなど実学的な教育を強化する。
- ・ 英語教育や情報教育は、一定レベルの達成を目標とするとともに、他の分野についても進級と卒業の成績を厳密に評価し、卒業生の修得レベルを確保する。
- ・ 社会での体験活動やインターンシップの充実を通じ、早い時期から社会への関心や就職観を身につけるよう実践を重視した教育を行う。
- ・ 大学院教育については、社会人再教育ニーズへの対応を進める。特に、看護・福祉、行政・教育、ビジネスの各分野の高度職業人養成を検討する必要がある。
- ・ 以上の分野に合わせたコース設定や専門職大学院等への移行あるいは新設の可能性等について検討する必要がある。

(2) 各学部

〔文学部〕

文学部としての特色、伝統、存在意義の明確化

- ・ 県内の他大学にも同様の学部が設置されていることから、女子大時代の文学部の目的（教養豊かな人材の育成）が、今日のニーズ等に対応しているのか、学科再編等（総合文化コースの取扱いを含めた、新たな学科の設置、既存学科の再編、緩やかなコース制の導入等）を含めて抜本的な検討が必要である。
- ・ 地域性を打ち出すため、例えば、熊本学や女性学（女子大の伝統を踏まえた、熊本の女性史や生き方論など）の拠点化を特色とするなどの個性的な取り組みが必要である。
- ・ 研究機関としての存在意義を出すためにも、文化関係の団体・施設や中高等学校等との連携を強化すべきである。特に、人材の相互交流を活発に行うことを検討すべきである。

〔環境共生学部〕

県と大学との連携

- ・ 「環境立県くまもと」づくりに取り組んでいる県との連携は、十分に特色となり得ることから、これを強化すべきである。特に、県立の他の試験研究機関や高等教育機関等とは積極的に連携する必要がある。また、県としても環境政策面で大学と連携する働きかけが必要である。

居住環境学専攻の特色の打ち出し

- ・ 居住環境学専攻は、他大学の建築学科でも環境という視点を重視している中で、他大学建築学科とは異なる存在感を示す必要があり、ユニバーサルデザインに関する取り組み強化などを検討すべきである。

〔総合管理学部〕

専門性

- ・ 社会が即戦力を必要とする中、一定の専門性を有することができるような教育内容とすべきであり、専門コース制の導入などを検討する必要がある。

学力・能力の幅

- ・ 入学者の学力のばらつきについては、入試科目も含めた学生の選抜方法に問題ないか検証が必要である。

また、定員280人が適当か検討する必要がある。

- ・ 学力の面についていけないなどの学生についてはある程度の水準まで引き上げるための方策を検討すべきである。

地域との連携

- ・ 県や市町村、地域が抱える問題や政策課題等について情報収集を行い、これらの団体やNPO等に対するシンクタンク・コンサルタント的な機能を果たすべきである。

(3) 大学院各研究科

〔文学研究科〕

設置目的の再検討

現状及び今後の社会のニーズ等を踏まえ、設置目的を達成できるように再構築するか、あるいは当初の設置目的が現状に適合しているかどうか点検する必要がある。

〔環境共生学研究科〕

博士課程設置の検討

平成15年度に修士課程がスタートしているが、今後の博士課程の設置については、具体的にどのような人材を輩出するための研究科か、また、すべての専攻において博士課程を設置することが必要かどうかの検討も必要である。

〔アドミニストレーション研究科〕

社会人のニーズへの十分な対応

職業分野別コース制や高度専門職業人養成に特化した大学院への移行の可能性を検討する必要がある。例えば、看護・福祉、行政・教育、ビジネスなど専門職業分野に合わせたコース設定や専門職大学院の新設などが考えられる。

〔専門職業人養成〕

社会人再教育や高度職業人の養成

・看護・福祉系

高齢化が進んでいる本県においては、将来の高度医療や地域福祉を支える質の高い保健・看護職員の養成が求められている。特に、看護管理や福祉政策等に関する分野に関しては、アドミニストレーション研究科にこの分野からの社会人も入学しているなど再教育ニーズがあり、専門職大学院（看護・福祉系）の設置を検討する必要がある。ただし、これについては、既存学部でない教育分野でもあり、十分な教育効果を発揮できるかどうかを考慮する必要がある。

- ・ 公共政策系

地方分権や市町村合併が進む中、広く政策形成や実施・評価等に携わる人材の養成が求められている。現在、アドミニストレーション研究科には、行政分野等の社会人も多く入学しており、高度な職業人教育を行う専門職大学院(公共政策系、いわゆるポリシースクール)の設置を検討する必要がある。ただし、これについては、職員研修や採用などの面で市町村などの理解が必要であることを考慮する必要がある。

なお、これらの設置を検討するに当たっては、関連する他の教育・研修機関との連携方策を模索するとともに、連合化あるいは統合化についても考慮する必要がある。

第3 改革を実現するために

1 大学運営

(1) 組織運営体制の抜本的な見直し

これまで述べてきたように、大学を取り巻く環境の変化とそこに起因する大学間競争の激化に的確に対応するとともに、大学の存在意義や役割からくる教育研究に係る課題への対応など、県立大学の目指すべき方向を実現するためには、これにふさわしい組織運営体制を構築することが必要である。

それは県立大学が自主的・自律的に運営されるようなシステム、環境の変化に迅速に対応できるシステム、大学が自らの責任で、自ら考え、自ら行動し、自ら説明することができるシステムである。

具体的には、次のような観点で、組織運営体制を見直すことが求められる。

迅速な意思決定

想像を超えるスピードで進行する社会環境の変化や激化する大学間競争に対応していくためには、意思決定の迅速化が要求される。

そこで、意思決定過程を見直し、迅速かつ機動的なシステムを構築する必要がある。

権限と責任の所在の明確化

設置者を含めた大学のどこが主体となり、いかなる権限に基づき決定し、誰がどのような責任を持って取組みを進めていくのかが明確でなければ、円滑な大学の改革・運営も難しい。

他の大学と同様、県立大学も、設置者である熊本県との関係を含めて、権限と責任の所在が外部からは分かりにくく、見直しが必要である。

計画的な運営と評価

大学運営を計画的に行い、これを評価し、その結果を運営に活かす、いわゆるPDSサイクルの構築が必要である。

これまでは、熊本県という行政組織の一部であったが、今後は、大学が自律的に計画的な運営と評価を行うことが求められる。

* PDSサイクル：企業経営における、計画（Plan） 実行（Do） 評価（See）の三段階のサイクルからなる経営管理システム。

学生や地域のニーズの把握

時代の変化や流れに敏感に対応していくためには、常に学生や地域の期待はどこにあるのかを把握していくことが必要である。

特に、今後は、学外からの意見を取り入れ、さらにそれを意思決定過程に反映できる仕組みづくりが必要である。

多様化に対応できる柔軟な教員組織の構築

学生ニーズへの対応や産学連携、地域課題への対応など大学の役割が急速に多様化している。このような多様化に、十分かつ迅速に対応できる柔軟な教員組織が重要であり、その構築には、人事・給与制度の見直しを行う必要がある。

使いやすい会計制度

産学連携等を強化することにより、受託研究や教育研究奨励寄附金をはじめとする外部資金の積極的導入を進め、それを弾力的・効率的に運用できる会計制度を取り入れる必要がある。

企業・行政との連携

これまで、県立大学では、主として教員個人レベルでの産学連携や行政機関との連携は行われてきた。これからは、地域交流センターを中心に大学全体として連携を強化し、組織的に取り組んでいかなければならない。

そのため、産業界や行政機関等との組織的な交流・連携・協働を進める仕組みづくりが必要である。

(2) 地方独立行政法人化へ

以上のような観点から見直しを行うためには、大学における教育研究の特性に配慮しつつ、設置者である県と一定の距離をおいて、意思決定過程における学外者の参画や教員の非公務員化等を取り入れることが有効であり、「地方独立行政法人法」に基づく組織運営体制の導入を行うべきである。

その具体的な制度設計の中で、法人化を円滑に進めていくための主な項目については、以下のとおりである。

迅速かつ機動的で責任ある意思決定システムの構築

これまでの教授会、評議会等複数の意思決定に関わる機関については、審議

事項を精選し、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の理事長や学長へ権限と責任を集中し、迅速かつ機動的で責任ある意思決定が可能なシステムを構築する。

ア 法人の組織

法人の組織については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定されているが、その詳細については、設立団体である各地方自治体及び法人に委ねられている。

（ア） 理事長の権限等

・ 理事長と学長の関係

法上は、原則、理事長は学長を兼ねるとされており、県立大学の規模を考慮しても兼ねることが適当である。但し、適任者が得られる場合など具体のケースによっては、経営の責任者（理事長）と教学の責任者（学長）を分けることも考えられる。

・ 理事長（学長）を中心とした執行体制の確立

権限と責任を理事長（学長）へ集中した場合、一人に負担がかかることも考えられるため、様々な提案を行うなどトップを支える執行体制を強化する必要がある。

（イ） 役員で構成する合議体の設置及びその役割

理事長の権限の行使をチェックし、また迅速な意思決定を促すという観点から、理事会あるいは役員会等は、意思決定機関ではなく審議機関という位置付けで設置することが望ましい。

イ 学外者の参画

（ア） 「経営審議機関」の構成員

法人の経営に関する重要事項を審議する「経営審議機関」については、学外からの意見を取り入れるため、構成員に学外者を入れることが望ましい。

（イ） 「学長選考機関」の構成員

学長の選考を行う「学長選考機関」については、学外からの意見を取り入れるとともに、それにより学長の選考範囲が広がる可能性があるという意味でも、構成員に学外者を入れることが望ましい。

また、学長選考会議の役割は非常に重要であるため、構成員の選考にあたっては十分慎重であるべきである。

ウ 副学長の設置

法人化により学長の業務は増加することが予測されることから、原則として、それを補佐する副学長の設置が望ましい。

エ 教授会の審議事項

教員の負担を軽減し、教育研究活動を十分に行える環境を確保する意味からも、教授会の審議事項を整理・精選する必要がある。

目標・評価制度による計画的・効率的な大学運営

ア 中期目標

中期目標の原案は、大学が学内の審議機関を経て作成し、県はそれを受けて中期目標を決定する。

イ 中期計画

中期計画については、可能な限り具体的な数値目標を掲げる。計画期間は6年であるが、3年ごとに見直しを行う。

ウ 年度計画

年度計画策定では、特に重点的に取り組む事項を定めるとともに、中期計画の進行管理を行う。

エ 評価結果

評価委員会による評価の結果を、県から法人へ交付する運営費交付金の算定に反映させる。

非公務員型の人事・給与制度

ア 兼業・兼職制限の緩和

営利企業の役員との兼業・兼職制限が緩和されることから、社会貢献、産学連携等を促進し、なお一層教育研究成果を地域へ還元する。

イ 能力・業績を大幅に反映する給与制度

教員個人の業績を適正に評価するシステムを構築し、研究費の傾斜配分や教員の給与・処遇に反映させる。

ウ 透明性の高い教員人事

大学の中期目標・計画に基づく人事配置方針により、教員の採用は、原則として公募制とし、有能な人材の登用を進めるとともに、非常勤あるいは客員など外部教授陣の確保を積極的に行う。

エ 任期制等の活用

教員の任期制は、今までの大学の文化を変えていく力を持っており、教育研究の活性化のためには、導入することが望ましい。しかし、これにより教員の流動化の弊害が懸念される場合には、優秀な教員を確保していくための処遇の充実等に努めるべきである。

弾力的・効率的な運用を可能とする会計制度

ア 計画的な資金投入

長期にわたる研究活動を保障するため、複数年度にまたがる資金投入を計画的に執行する。

イ 自己努力による収入の内部留保

自己努力による収入、節減経費等を教育研究活動等に充当できることとすることで、法人自らの経営努力へのインセンティブを付与する。

ウ 自己財源の拡大

受託研究、寄附金を積極的に受入れ、その金額、件数などを数値目標化し、自己財源の拡大を進め、経営基盤の強化を図る。

大学運営の専門職能集団としての事務局

ア 大学運営の企画立案等への事務局の積極的参画

法人化を契機として、自律的・自主的な大学運営を行っていくうえで、総務・財務面の役割や企画調整機能が重要になることが予想されることから、事務局が大学運営の企画立案等に積極的に参画することが望ましい。例えば、事務局長を管理運営面を担当する副学長とし、企画・経営に参加する形態も考えられる。

イ 専門的知識・能力を有する職員の採用・育成

大学経営や研究支援など専門的な知識・能力を有する職員を、大学の自律的、戦略的な人事方針に基づき採用、育成する。

県と法人・大学との関係

ア 県の法人への関与

設立団体である県は、法人・大学に対し公的資金を投入することから、県民への説明責任を果たす必要があり、大学運営について、事前には、中期目標の策定、中期計画の認可を行うとともに、事後には、評価委員会設置による評価を行い、運営交付金の算定に反映させる。

イ 法人・大学の責務

法人・大学関係者は、県の行政組織から離れて、自律的・機動的な組織運営が可能となるメリットを十分認識し、自己責任・自己決定の原則の下、効率的・効果的な大学運営に努めることが必要である。

2 開かれた大学づくり

県立大学は、県民の負担により支えられていることを十分認識し、説明責任を果たしていくとともに、公開講座や地域連携の取組み、教育研究の活動成果などを積極的に県民へ発信していく必要がある。併せて、社会的な知的情報拠点である大学として、自らの情報の保存・管理も適切に行っていく必要がある。

なお、大学運営の状況を住民に明らかにするためには、積極的に情報公開を行う仕組みと教職員の意識づくりが重要である。

また、県は、中期目標等の策定に当たっては、県民の意見が十分反映されるようパブリック・コメント制の実施を検討すべきである。

3 意識改革

以上述べてきたような様々な改革は、県立大学及び設置者である県の教職員の意識改革、そして大学を支えている県民の理解が伴わなければその実現は難しい。特に、県立大学及び県の関係者は、大学改革を受け身の姿勢で捉えるのではなく、自ら積極的に大学を改善していく、そして自分自身も変革していくという意識が必要である。

(1) 大学教職員

教職員一人ひとりが大学経営に参画するとの意識を持ち、県立大学が地域のために存在する大学であり、ますます大きくなるその役割を自分たちが担うという気概と誇りを強く持ち、県民・学生へのサービス提供、効率性の追求、透明性の向上に取り組んでいく必要がある。

(2) 設置者である県

法人化後、県立大学が地域貢献を積極的に進めていくためには、大学の担当部局だけでなく、県職員一人ひとりが大学を知的資源として、県政において有効に活用しようという認識を持つ必要がある。

言うまでもなく、納税者である県民の正しい理解がなければ、県立大学の改革はもとより、その存在や発展さえも望めない。県や大学関係者は、県民とのパートナーシップを十分認識し、真摯に県民の声に耳を傾け、それに対する説明責任を果たしていくことが、基本であるとともに最も重要であると考えている。

おわりに

およそ1年間にわたる検討を終え、これまでの議論の成果を報告書という形でまとめるに至ったが、冒頭にも述べたとおり、県及び県立大学においては、本報告書での様々な提案の実現に向けて、確実に取り組んでいただきたい。

特に、地方独立行政法人化については、これまで続けてきた「県立＝県直営」という設置形態を大きく転換させるものであり、様々な準備を要すると思われるが、大学を取り巻く環境は急速に変化しており、県立大学が真に地域、県民からの期待に応えられるよう、できるだけ早期に移行されることを要望したい。

最後に、県立大学は昭和22年の熊本県立女子専門学校としての発足以来、様々な変遷をたどってきているが、現在、社会構造や人々の意識が大きな転換期を迎えているところであり、時代の大きな海原に向かって、また新しい船出を迫られている状況である。関係者におかれては、この航海の乗組員として、それぞれが十分にその責任を自覚し心をつにして、熊本県立大学を、近い将来全国でも有数の公立大学とするため、意欲的に改革に取り組まれるよう願って止まない。

【参 考 資 料】

熊本県立大学あり方検討会議設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学あり方検討会議の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 熊本県立大学のあり方に関する事項を検討するため、熊本県立大学あり方検討会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 会議は、知事の依頼に応じて、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 熊本県立大学の存在意義及び役割に関する事項
- (2) 熊本県立大学のあり方に関する事項
- (3) (1)及び(2)を検討するに当たり必要な事項

2 会議は、検討結果を取りまとめ、知事に提言する。

(構成)

第4条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、大学に関し広くかつ高い見識を持つもののうちから、知事が就任を依頼する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成16年3月31日までとする。

2 前項の任期は、延長することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(座長)

第6条 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の中から知事が指名する。

3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、知事が召集する。

2 会議が、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部私学文書課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、平成14年8月30日から施行する。

「 熊本県立大学あり方検討会議 」 委員名簿

(敬称略、五十音順)

職	氏 名
(株)肥後銀行顧問、経済同友会顧問	いながきせいいち 稲垣精一 (座 長)
(株)同仁化学研究所代表取締役社長、経済同友会国際経済部長	うえのけいゆう 上野景右
熊本県近代文学館館長	ひさのけいすけ 久野啓介
熊本県教育委員	ふるかわきみこ 古川紀美子
主婦 (熊本県立劇場評議員、スペシャルオリンピックス日本理事)	ふるしょうふみこ 古荘文子
本渡市長	やすだきみひろ 安田公寛
同志社大学文学部教授	やまだれいこ 山田礼子
筑波大学教授・大学研究センター長	やまもとしんいち 山本真一
熊本大学法学部長	よしながやたろう 良永彌太郎

「熊本県立大学あり方検討会議」検討経過

回	開催月日及び場所	主な議題
第1回	平成14年9月27日(金) 県庁舎新館2階「多目的AV会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：我が国の最近の大学改革について(講師：山本眞一委員) ・県立大学の概要及び現状(説明)
第2回	平成14年11月26日(火) 熊本テルサ3階「たい樹」	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学の存在意義と役割について ・県立大学における現状と課題及び改革方策、検討項目について ・人材育成(学部教育)について
第3回	平成15年2月3日(月) 熊本テルサ3階「たい樹」	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成(大学院教育、社会人教育)について
第4回	平成15年3月27日(木) 熊本テルサ2階「ひばり」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献について
第5回	平成15年5月30日(金) 県庁舎本館5階「審議会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学の課題及び改革の方向性について ・地方独立行政法人法案について(説明)
第6回	平成15年7月7日(月) 県庁舎本館5階「審議会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営面における地方独立行政法人化について ・社会人再教育を中心とした専門職大学院について
第7回	平成15年8月6日(水) 県庁舎本館5階「審議会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学の目指すべき方向とそれを実現するための方策(案)について
第8回	平成15年9月8日(月) 県庁舎本館5階「審議会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学あり方検討会議報告書(素案)について
第9回	平成15年10月15日(水) 県庁舎本館5階「審議会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学あり方検討会議報告書(案)について